

令和6年度道の駅とざわ電気自動車の急速充電設備設置事業に係る
プロポーザル公募要領

戸沢村では、持続可能な地球環境を未来に引き継ぐため2050年を目標に脱炭素社会実現に向け、令和6年3月に「戸沢村ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。本事業は、脱炭素社会実現の取り組みを推進するため、本村における観光拠点施設である道の駅とざわに設置するEV充電設備を更新し、電気自動車の普及に寄与する利用環境の整備を図るとともに、自家用車での移動による観光客等に対して、利便性を高める目的として実施するものです。

つきましては、本事業を建設的、経済的かつ効率的に施工・運用する事業を募集します。

1. 事業の概要

(1) 事業種類及びその内容

- ① EV充電設備設置工事
 - ② 既存のEV充電設備撤去工事
 - ③ 「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の申請等事務手続き
 - ④ EV充電設備の運用・保守点検
- ※ ①～④についての詳細は別添「令和6年度道の駅とざわ電気自動車の急速充電設備設置事業」業務仕様書のとおり

(2) 事業実施時期

契約締結日翌日から令和6年12月31日まで

但し、運用・保守点検については、新たなEV充電設備を設置後、協議の上決定します。

(3) 設置場所

以下の施設にEV充電設備を設置します。

設置施設 とざわ道の駅高麗館（戸沢村大字蔵岡字黒淵3008-1番地）

詳細な設置場所については、別紙位置図参照

(4) 提案限度額（消費税及び地方消費税を含む）

- | | |
|---------------------|---------|
| ・ 電気自動車の急速充電設備設置工事費 | 9,000千円 |
| ・ 年間運用費 | 314千円 |

(5) 契約期間

契約締結日から令和6年12月31日まで

2. 応募資格

当プロポーザルに応募できる者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する

事業者等であり、次の（１）～（６）までの全ての要件を満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者ではないこと。
- （２）地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による更生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- （４）国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- （５）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- （６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号（第２条第２項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。

3. スケジュール

項目	日程
本公募の公告	令和6年4月24日（水）
募集要項等に関する質問受付期限	令和6年5月8日（水）
質問回答予定日	令和6年5月14日（火）
プロポーザル参加表明期限	令和6年5月15日（水）
企画提案書類提出受付	令和6年4月24日（水） ～令和6年5月17日（金）必着
プロポーザル審査委員会	令和6年5月20日（月）～5月24日（金）のうち1日
審査結果の通知	審査委員会の翌日以降速やかに行います。

4. 質問

プロポーザルの参加にあたって質問事項がある場合は、質問票（様式第1号）を提出してください。ただし、口頭による質問は受け付けません。

- （１）受付期限 令和6年5月8日（水）まで
- （２）受付曜日 月曜から金曜まで（祝日を除く）
- （３）受付時間 8時30分から17時15分まで
- （４）受付場所 戸沢村役場まちづくり課企画調整係
住所：最上郡戸沢村大字古口270
FAX：0233-72-2116

- （５）提出方法

持参、郵送又はFAXにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出してください。

なお、持参以外の方法で提出をした場合は、受領確認を戸沢村まちづくり課企画調整係あてに電話（0233-72-2152）にて行ってください。

(6) 回答

質問に対する回答は、令和6年5月14日（火）（予定）に戸沢村ホームページ内にて公開します。

なお、提出書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けません。

5. プロポーザルへの参加表明

本プロポーザルへ応募する場合は、プロポーザル参加表明書（様式2号）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年5月15日（水）まで
- (2) 提出曜日 月曜から金曜まで（祝日除く）
- (3) 提出時間 8時30分から17時15分まで
- (4) 提出場所 戸沢村役場まちづくり課企画調整係
住所：最上郡戸沢村大字古口270
FAX：0233-72-2116

(5) 提出方法

持参、郵送又はFAXにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出してください。

なお、持参以外の方法で提出をした場合は、受領確認を戸沢村まちづくり課企画調整係あてに電話（0233-72-2152）にて行ってください。

(6) その他

応募表明後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届（様式第3号）を上記5（4）あてに提出してください。

6. 企画提案書の提出

(1) 企画提案書類

次に掲げる書類①～⑦を全て提出してください。なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙）を参照してください。（部数表記のないものは1部の提出で結構です。）

- ① 応募申請書（様式第4号）
 - ② 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式第5号）
 - ③ 企画提案提出書（様式第6号）正1部、副（写し）4部（PDFデータも提出ください）
 - ④ 見積書（任意様式）正1部、副（写し）4部
 - ⑤ 会社概要書（様式第7号）
 - ⑥ 役員等に関する調書（様式第8号）
 - ⑦ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式第9号）
- (2) 提出期限 令和6年4月24日（水）から5月17日（金）まで
 - (3) 提出曜日 月曜から金曜まで（祝日除く）
 - (4) 提出時間 8時30分から17時15分まで

(5) 提出場所 戸沢村役場まちづくり課企画調整係
住所：最上郡戸沢村大字古口270

(6) 提出方法

戸沢村まちづくり課企画調整係まで持参又は郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。

なお、持参以外の方法で提出をした場合は、受領確認を戸沢村まちづくり課企画調整係あてに電話（0233-72-2152）にて行ってください。

7. 参加に際しての注意事項

(1) 欠格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ③ 事業選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 募集要項に違反すると認められた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 1（4）提案限度額を越えた見積額を提示した場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

(4) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

8. 見積書作成にあたっての注意事項

(1) 事業費の積算方法

- ・ 事業費（工事請負費及び年間運用費）は項目ごとに明確に区分して積算し作成してください。
- ・ 一式計上は認めません。
- ・ 見積書の宛先は「戸沢村長 加藤文明」とします。
- ・ 見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。

(2) 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関

ならず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、契約期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

9. 事業者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

戸沢村が別に定める委員により組織された「戸沢村公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「審査委員会」という。）が審査を行います。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合があります。

審査委員会では、審査項目（別紙）に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等のもっとも優れた企画を提案した者を契約候補者として選定します。

(2) 審査委員会

- ① 実施日：令和6年5月20日（月）～5月24日（金）のうち1日
- ② 実施時間：別途通知します。
- ③ 実施場所：別途通知します。
- ④ プレゼンテーションの所要時間（1提案者あたり）
プレゼンテーション20分以内
審査委員からの質疑10分程度
- ⑤ 注意事項
 - ・ 実施日時及び各参加者の開始時間は、後日通知します。
 - ・ プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとします。
 - ・ パソコン、プロジェクター等の機材をご利用したい場合は、事前にご連絡の上、ご自身でご用意ください。
 - ・ 審査当日に資料を追加配布することはできませんので、企画提案書等書類の受付期間内に提出した書類（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
 - ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
 - ・ 指定時間に5分以上遅れた場合は、審査対象としません。
 - ・ 指定時間に遅刻（5分未満）した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所要時間の延長は認めません。

(3) 審査項目及び評価内容

別表のとおり

(4) 最優秀提案者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を

最優秀提案者とします。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。

応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たないときは、事業を実施する場合には再度公募します。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査委員会終了後、最優秀提案者が決定してから、すみやかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を戸沢村ホームページにて契約候補者の名称を公表します。

- ① 最優秀提案者（契約候補者）の名称及び評価点
- ② 次点以下の評価点（提案者名の併記はいたしません。）

10. 契約について

審査委員会で選定された最優秀提案者を契約候補者とし、条件等を協議の上、仕様書（案）の内容を確定し、契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは契約候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

11. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括委託の禁止

契約者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることが出来ません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、戸沢村と協議の上、業務の一部を請け負わせることが出来ます。

(2) 個人情報保護

業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することは出来ません。また、業務終了後も同様とします。

12. 担当及び問合せ先

〒999-6401

山形県最上郡戸沢村大字古口270

戸沢村まちづくり課企画調整係（担当：堀米）

TEL：0233-72-2152

FAX：0233-72-2116